3-4-1

**令和２年度　社会福祉法人　神戸市灘区社会福祉協議会　補正予算事業**

**灘区障がい者事業所　新たな「しごと」立ち上げ助成事業　実施要綱**

**１．目　　的**

　　　新型コロナウイルス感染症の拡大により行政や区社協等が主催する各種イベント等が中止され、事業所で作成した商品の販売が出来ないことや、事業所自身の仕事も少なくなる状況が続いています。こうした中、今まで実施したことがない新たな「しごと」を積極的に実施する事業所に対し、その立上げのための初期経費を下記のとおり助成します。

**２．助成金の原資**福祉基金（これまでに灘区社会福祉協議会が区民等から頂いた寄付金）

**３．実施期間**

　　募　　　集：　　令和２年１０月1日（木）～　令和３年２月２６日（金）

　　**助成金振込：**　　助成決定が下りてから10日以内予定

**４．対象団体**

　　　灘区内に拠点のある障がい者事業所

新型コロナウイルスの影響により仕事が少なくなったことにより、新たな「しごと」の　　創出を検討している事業所

**５．助成金の使途**新たな「しごと」創出に係る備品購入費、消耗品費など

**６．助成額**１事業所１回のみ　５0,000円（上限）

**７．申請方法**

「3．実施期間」記載募集期間に、別紙申請書にて、必要事項を記入の上、区社会福祉　　　　　　協議会窓口に提出。

　　※申請用紙等は、本会ホームページからダウンロード。または、窓口で申請ください。

**８．助成の決定**

・審査の上、本会で決定します。　・採否の結果は、郵送にて通知いたします。

**９．実績報告**

　　　助成を受けた団体は、「活動報告書」に必要事項を記入の上、区社会福祉協議会窓口に提出。

　　　領収書の添付が必要となります。可能であれば、購入品を使用している写真を併せて添付。

　　　※事業終了後2週間以内又は、令和３年４月９日まで

**10．助成金の返還**

本会理事長が下記の各号に核当すると認めた場合は、助成の決定を取り消し、既に交付

した助成金の全額、もしくは一部の返還を求めることが出来る。

　　（１）事業が中止（廃止）となった場合

　　（２）助成金の目的外使用・不正使用を行った場合

　　（３）虚偽又は不正の行為によって助成金を受給した場合

【お問い合せ先】

社会福祉法人 神戸市灘区社会福祉協議会　棚野、土島、廣江

〒657-8570　神戸市灘区桜口町4-2-1

TEL：（078）843-7001　　　FAX：（078）843-7077

E-mail：tanano@nadaku-shakyo.org